

# 税の知得情報

## 地方税法が改正されました

定率減税の額が現行の2分の1に縮減されます。

**現行** 所得割額×15%（減税額上限4万円）

**改正** 所得割額×7.5%（減税額上限2万円）

65歳以上で、前年の所得が125万円以下の方の個人住民税の非課税措置が廃止され、経過措置として平成17年1月1日に65歳に達しており、前年所得が125万円以下の方は、下記のとおりとなります。

申告の時期が近づきました。税についての相談・お問い合わせは下記へお気軽にどうぞ。

諏訪税務署  
☎52-1390(代表) 役場財務課町民税係  
☎62-9122 (有)9122

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
町 民 税	均 等 割	1,000円	2,000円	3,000円
	所 得 割	1/3を課税	2/3を課税	全額課税
県 民 税	均 等 割	300円	600円	1,000円
	所 得 割	1/3を課税	2/3を課税	全額課税

但し、障害者、未成年者、寡婦、寡夫で前年所得が125万円以下の方及び、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方は、非課税です。

**老年者控除の廃止**  
平成16年分をもって48万円控除は廃止されました。

**寡婦、寡夫控除の適用**  
老年者控除の適用をうけていた方は、寡婦、寡夫控除は適用除外でしたが、老年者控除廃止に伴い控除が適用されます。

**【寡婦】**  
夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や前年分の総所得金額が38万円以下の子のある方。

**【寡夫】**  
前年分合計所得金額が50万円以下の方で、妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、前年度分の総所得金額が38万円以下の生計を一にする子のある方。

・特別寡婦控除額30万円（の該当者で扶養親族である子があり、かつ前年分の合計所得金額が500万円以下の方）

・一般寡婦控除額26万円・寡夫26万円

## 青色申告者へのお知らせ

青色申告特別控除額が左記のとおり引き上げられました。

区 分	現 行	改 正 後
正規の簿記の原則に従って記録している者	55万円	65万円
簡易な簿記の方法で記録している者	45万円	廃 止
一般の青色申告控除	10万円	10万円

## 農業所得の計算は収支計算で！

農業所得は、収入金額から必要経費を差し引いて計算する収支計算が原則です。収支計算をすることによって、ご自分の経営状態の把握ができるとともに、赤字が出た年には、その赤字を給与などの他の所得から差し引いて計算することができます。

収支計算をするには、農業所得に係る伝票（出荷伝票）や、領収書を保存し、集計することが必要です。伝票等の紛失や、集計漏れを避けるためにも、帳簿などへ記帳することをお勧めします。また、税務署・市町村には、月々の収入金額や必要経費を記録する用紙を備え付けてありますので、ぜひご利用ください。

収支計算はむずかしくない収入や必要経費の計上方法などでわからない点がある場合は、税務署や市町村の窓口にお尋ねください。

また、減価償却費の計算が不明な方は、機械などの領収書や請求書を持参の上、税務署の窓口へ一度ご相談ください。